四　三輪以上の軽自動車の取得の原因
五　三輪以上の軽自動車の種別、用途、車名及び型式
六　三輪以上の軽自動車の定置場
七　既に納付の確定した環境性能割額
八　環境性能割の課税標準額及び環境性能割額
九　前号の環境性能割額に相当する金額から第七号の環境性能割額に相当する金額を控除した金額
十　前各号に掲げるもののほか市町村の条例で定める事項

（三輪以上の軽自動車の性能が良好でないことに類する理由）

第十五条の十四　法第四百五十九条第一項に規定する総務省令で定める理由は、三輪以上の軽自動車の車体の塗色等が当該三輪以上の軽自動車の取得に係る契約の内容と異なることとする。

第十六条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第四百四十七条第一項」を「第四百六十三条の十九第一項」に、「によつて」を「により」に改め、同条の表中「軽自動車税申告（報告）書」を「軽自動車税（種別割）申告（報告）書」に、「第三十三号の四様式」を「第三十三号の四の二様式」に、「軽自動車税廃車申告書」を「軽自動車税（種別割）廃車申告書」に改める。

第四条の二から第四条の六まで　削除

附則第四条の六の二を削る。

附則第四条の八の次に次の三条を加える。

（環境性能割交付金を計算する場合に係る経過措置）

第四条の九　当分の間、第九条の十の規定により道路の延長及び面積を算定する場合には、道路台帳が調製されていない道路にあつては、道路橋りよう現況調書に記載されている延長及び路面幅員によることができる。

（福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例）

第四条の九の二　福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する平成二十九年度から平成三十二年度までの間における第九条の十一第三項及び第六項の規定の適用については、当該市町村の人口は、第九条の十三第一項の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。

（法附則第十二条の二の十二第一項の路線バス等）

第四条の十　法附則第十二条の二の十二第一項に規定する乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がない路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る第九条の二第一項に規定する自動車検査証（以下この条から附則第五条の二までにおいて「自動車検査証」という。）に当該路線バス等がノンステップバスであることが記載されているものとする。

2　法附則第十二条の二の十二第一項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。第四項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第三十七条から第四十二条までの基準とする。

3　法附則第十二条の二の十二第二項に規定する車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備える路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証に当該路線バス等がリフト付きバスであることが記載されているものとする。

4　法附則第十二条の二の十二第二項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項の基準、公共交通移動等円滑化基準省令第四十二条の基準及び公共交通移動等円滑化基準省令第三十八条第二項の基準及び公共交通移動等円滑化基準省令第四十二条の基準とする。

5　法附則第十二条の二の十二第三項に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させる乗用車であつて総務省令で定めるものは、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第二百五十七号）第四条第一項の認定を受けたものとして、当該乗用車に係る自動車検査証に当該乗用車が認定ユニバーサルデザインタクシーであることが記載されているものとする。

6　法附則第十二条の二の十二第三項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第四十五条第一項の基準とする。

7　法附則第十二条の二の十二第四項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置（同項に規定する車両安定性制御装置をいう。以下この条において同じ。）及び衝突被害軽減制動制御装置（同項に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。第十三項及び第十四項において同じ。）を搭載した車両であることが記載されているものとする。

8　法附則第十二条の二の十二第四項第一号に規定する総務省令で定める乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。

9　法附則第十二条の二の十二第四項第一号に規定する総務省令で定めるバスは、立席を有しないものとする。

10　法附則第十二条の二の十二第四項第一号に規定する車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（次項及び附則第五条の二において「細目告示」という。）第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）とする。

11　法附則第十二条の二の十二第四項第一号に規定する衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第七項及び第九十三条第八項の基準とする。

12　法附則第十二条の二の十二第四項第二号に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証に道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重が記載されているものとする。

13　法附則第十二条の二の十二第五項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を搭載した車両であることが記載されているものとする。

14　法附則第十二条の二の十二第六項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを搭載した車両であることが記載されているものとする。

15　法附則第十二条の二の十二第七項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　法附則第十二条の二の十二第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合　次に掲げる事項

イ　法附則第十二条の二の十二第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ　自動車の通常の取得価額（法第百五十六条に規定する通常の取得価額をいう。次号ロにおいて同じ。）

ハ　自動車の乗車定員

二　法附則第十二条の二の十二第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする場合　次に掲げる事項（同条第四項第二号及び第三号、第五項各号並びに第六項第三号及び第四号に掲げる自動車にあつては、ニに掲げる事項を除く。）

イ　法附則第十二条の二の十二第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ　自動車の通常の取得価額

ハ　自動車の車両総重量（第九条の二第二項第一号に規定する車両総重量をいう。）

ニ　自動車の乗車定員